

## ■ 国民健康保険事業基金の活用方針について

### 基金とは…

- 目的：国民健康保険事業の健全な運営を図る  
使途：①国民健康保険事業費に不足を生じた場合の補填  
②国保の円滑な運営に必要な経費への充当

### 適切な保有額は…

- ◆ 平成30年の国保制度改正前
  - ・過去3か年間の保険給付費の平均額の5%程度とされていた  
(平成12年2月18日厚生省保険局国民健康保険課長通達ほか)
- ◆ 制度改正後
  - ・制度改正後における基金保有額の目安は示されていない
  - ・国保事業納付金や想定外の事態に備えるために、どれくらいの基金を保有するかは各市町村の判断に委ねられている
- ◆ 制度改正によって変更となった点
  - ・保険給付費が長野県からの普通交付金で全額賄われる
  - ・保険給付の増や保険料収納不足により保険者が財源不足になった場合に備え、長野県において財政安定化基金を設置し、市町村に対し、貸付又は交付を行うことができる（無利子貸付）
  - ・決算補填等を目的とした法定外の繰入の解消（ペナルティ有）

長野県の財政支援策により、基金を備えておく必要性は低くなったが、国保事業納付金の変動等による「年度間の保険料の平準化を図る（激変緩和）場合は、保険者独自の基金を活用することでも対応されたい」とされていることから、ある程度の基金を保有する必要がある。  
【国保特別会計予算編成にあたっての留意事項より】

### 現在の基金保有額は

令和元年度決算時点の基金保有額 16億5,483万3千円  
※国保特別会計の黒字分（余剰金）を積み立てている

- ◆ 財政健全化による一般会計からの支援
  - ・財政健全化に基づく基準外の繰入

平成26年度	基金残高	0円
平成27年度	一般会計から	5億1,900万円
平成28年度	〃	2億2,200万円
平成29年度	〃	1億8,400万円
平成30年度	〃	1億〃円
		10億2,500万円
  - ・平成27年度一般会計より1億9,000万円借入

平成30年度	6,400万円返済
令和元年度	6,300万円返済
令和2年度	6,300万円返済（完済）

・ 基金の使途・保有額に一定の基準を設ける必要がある

どんな時に、基金を使えばいいのか

- ・ 国保税の激変緩和のほか想定される基金使途は何か
- ・ 基金を有効活用するために「使途」の範囲を決めておく必要がある

1 制度変更等によって被保険者へ過重な影響がある場合

(制度変更によって被保険者へ過重な影響がある場合や、予定外の負担増による場合の激変緩和策)

【想定として】

- ・ 国庫負担金の返還
- ・ 収入減による決算補填
- ・ 納付金の増による税率改正の際の激変緩和措置
- ・ 国保税水準の統一に係る負担増

※ ただし、将来にわたって保険税の引き下げを目的として恒常的に基金を投入することは想定していない

2 重点的な取り組みが必要な場合

(喫緊かつ重大な運営課題について重点的な取り組みが必要な場合を想定)

【想定として】

- ・ 特定健診受診率向上や、将来にわたって医療費抑制となる保健事業

3 その他やむを得ない事情がある場合

(経済事情の変動や災害が発生した際の緊急対応のための財源として活用)

【想定なし】

基金を取り崩した場合は、原則として、次の税率見直しの際に、解消を図る

基金は、どれくらい保有していればいいのか

- ・ 多すぎても少なすぎてもよくないが、現状国や県において規定はない

長野県内19市の基金保有状況(令和元年度末)

佐久市	16億5,483万3千円	1人当たり	78,914円
19市平均	4億6,673万5千円	1人当たり	26,151円

◆ 全国の市町村の保有状況は、保険給付費の①10%~20%が25%、②5%未満が22%

佐久市国保に置き換えると ① 6億5,300万円 ~ 13億600万円  
② 3億2,600万円

上記の指標から、保険給付費の10%程度とし、以下の金額設定としたい。

10% 6億5,300万円 → 6億円程度 (一人当たり 28,612円)  
税率見直し(引下げ)の基準額 13億円程度 (一人当たり 61,993円)  
(引上げ)の基準額 3億円程度 (一人当たり 14,306円)

※ この設定額は、現時点の被保数等の状況によるものであり、今後、団塊の世代の後期高齢者医療保険制度への移行や雇用保険の適用拡大(10%程度の変動)による被保険者の減少等、国保運営上の環境の変更が生じた場合は、その都度見直しを行う。

現在保有している基金について

現在の基金は、平成27年度に国民健康保険財政安定のため、「あくまでも臨時的な措置として」繰入れを行ったが、健全化計画や平成30年度の国保制度改革により結果として①繰入の所期の目的であった「国保財政の安定化」が図られたこと。②健全化計画が5年の区切りがたったことから、**国保財政の安定を目的とした一般会計からの基準外繰入分は、市へ返還する。**

(6月議会において、10億2,500万円一括返還。)

## ■ 国民健康保険税の見直し方針について

### 長野県における国保税率統一における運営方針

#### 令和9年度までに行うこと

- ①医療費水準を合わせる（二次医療圏ごと）  
佐久市0.934→ 佐久広域：0.8969→ 長野県：0.941
- ②資産割を廃止する  
（R2時点で77市町村中31市町村が賦課していない）
- ③保険料(税)の応益割を各20,000円(標準保険料)に近づける  
佐久市：均等割：21,300円 平等割25,400円

### 佐久市国民健康保険税率の見直しの方針（案）

- 1 税率見直しを2年のスパンとしていることから、2年間における収支が均衡するよう税率設定する。  
（2年ごとに、税率が変動する）
- 2 長野県が行う「国保税率の統一」と方向性を同じくした見直しとする  
・令和9年度までに資産割を廃止する  
・応益割を各20,000円程度に近づける  
（①については、佐久市の場合影響がないため、見直しでは考慮しない）
- 3 基金の活用方針により基金を取り崩した場合で、基金残高が基金保有額水準を下回る場合は、税率等の見直しの際に解消となるよう見直しを行う。

## 税率見直しにおける留意点

### 被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される、応能割（所得割、資産割）

#### 所得割

- ・所得の状況によって課税することから応分の負担となる
- ・所得額に課税するため、経済状況の影響を受けやすく、減収分の見込みが難しい。

#### 資産割（医療分・介護分・支援分）

- （令和2年度資産割額 121,095千円）
- ・収益性に関係なく市内に所有する固定資産税への賦課のため、負担感及び不公平感がある。
  - ・景気の動向に左右されずに、比較的安定して財源が減少する。
- 資産割税率を1%引下げた場合の影響額 6,143,000円減収
- 現 状16%→8%（△8%）による影響（医療分）  
49,144,000円減収  
0%→98,288,000円減収
- ※令和9年度までの3回の見直しで0%にしていく。

#### 均等割（医療分）

- （12月末の被保険者数 20,734人）
- ・被保険者一人当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。
  - ・景気の動向に左右されないため比較的安定した財源。
- 一人当たり1,000円を減額した場合の影響額 20,734,000円減収
- 現 状 21,300円→20,000円による影響額  
26,954,200円減収

#### 平等割（医療分）

- （12月末の世帯数 13,249世帯）
- ・加入一世帯当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。
  - ・景気の動向に左右されないため比較的安定した財源となっている。
- 1世帯当たり1,000円を減額した場合の影響額 13,249,000円減収
- 現 状 25,400円→20,000円  
71,544,600円減収

### 受益に応じて等しく被保険者に賦課される、応益割（均等割、平等割）

## R3・R4・R5特有の留意点

### ① 新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響

令和2年の所得が減少→所得割額の減少

【減少している状況として】

- 今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により前年と比較して3割以上の減収が見込まれる【減免額は全額国から補填される】
- 国保税の減免申請：12月末現在 198件 2,293万円
- 2割以上の減収が見込まれる。
- 納付猶予の申請：12月末現在 累計449万円

◆R3予算時点での影響見込額 4,000万円減少

### ② 税制改正による影響

基礎控除が33万円から43万円になったことにより、課税所得が減少する→所得割額の減少

◆R3予算時点での影響見込額  
2,800万円減少

### ③ 子どもの均等割額の軽減を創設（令和4年度から（予定））

子育て世帯の負担軽減を目的に、未就学児の均等割国保料(税)の最大5割を公費で軽減する。令和3年の通常国会に関連法改正案を提出し、令和4年から実施予定。

佐久市の該当者は470人程度  
減収分は国1/2、県1/4、市1/4が負担

令和3年度 税率改定（案R3.5.13）について

◎現行税率を据え置いた場合の収支

単位：千円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入合計	9,825,978	9,454,354	9,386,437	9,191,028
歳出合計	9,502,100	9,297,831	9,264,109	9,079,900
差引	323,878	156,523	122,328	111,128
実質収支	355,333	156,523	122,328	111,128
被保険者数推計（人）	20,872	20,300	19,700	18,800

現状'（R3.4.1現在）	
資産割有	54%
資産割無	46%

一世帯当たりの税額  
161,907円

①所得割 医療分 7.3%（△0.3%）、資産割 医療分8%（△8%）、均等割 医療分 20,800円（△500円）、平等割 医療分 24,400円（△1,000円）

単位：千円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入合計	9,825,978	9,371,080	9,304,183	9,111,489
歳出合計	9,502,100	9,297,831	9,264,109	9,079,900
差引	323,878	73,249	40,074	31,589
実質収支	355,333	73,249	40,074	31,589

○改定後減税額（R3） △ 83,274 千円

一世帯当たりの税額（現状との差額）  
155,317円（△6,590円）

○改定波及効果：全国保加入世帯

②資産割 医療分0%（△16%）、平等割 医療分△1,000円

単位：千円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入合計	9,825,978	9,365,822	9,298,990	9,106,467
歳出合計	9,502,100	9,297,831	9,264,109	9,079,900
差引	323,878	67,991	34,881	26,567
実質収支	355,333	67,991	34,881	26,567

○改定後減税額（R3） △ 88,532 千円

一世帯当たりの税額（現状との差額）  
154,901円（△7,006円）

○改定波及効果：資産割保有世帯+1世帯 1,000円

③資産割 医療分6%（△10%）、均等割 医療分 20,800円（△500円）、平等割 医療分 24,400円（△1,000円）

単位：千円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入合計	9,825,978	9,389,418	9,322,296	9,129,005
歳出合計	9,502,100	9,297,831	9,264,109	9,079,900
差引	323,878	91,587	58,187	49,105
実質収支	355,333	91,587	58,197	49,105

○改定後減税額（R3） △ 64,936 千円

一世帯当たりの税額（現状との差額）  
156,768円（△5,139円）

○改定波及効果：全国保加入世帯

参考

◎現行税率

	医療分	介護分	支援分
所得割	7.60%	2.75%	2.75%
資産割	16.0%	3.0%	2.90%
均等割	21,300円	9,000円	7,300円
平等割	25,400円	7,300円	8,700円

◎令和元年度実績保険料率（県作成資料）

	佐久市	二次医療圏	県平均
所得割	7.60%	6.22%	6.33%
資産割	16.0%	19.82%	14.52%
均等割	21,300円	21,364円	19,611円
平等割	25,400円	21,991円	19,846円

◎基金残高について

単位：千円

R2年度末基金残高	-	基準外繰入 返還額	=	返還後 基金残高
1,655,721	-	1,025,000	=	630,721